

福岡県医発第512号(地)

平成20年5月26日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

前原市「公費医療費助成制度（乳幼児・重度心身障害者
医療・母子家庭等医療）」の拡大について

前原市の「公費医療費助成制度（乳幼児・重度心身障害者医療・母子家庭等医療）の拡大について」におきまして、保健向上と子育て支援の一環として、保護者の経済的な負担を軽減するため、現在、自己負担とされている3歳以上の初診料・往診料を4歳の誕生月の末日までに拡大される旨、前原市より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしく申し上げます。

この措置は、平成20年6月1日診療分から実施されます。

なお、実施方法につきましては、乳幼児医療の通院のみ現物給付方式とされ、乳幼児医療の入院・重度心身障害者医療・母子家庭等医療の初診料・往診料は償還払いとして取り扱われます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事	毛利康茂
医療保険副担当理事	島田昇二郎
母子保健担当理事	松行眞門
会長	丸山 泉

20前子第232号

平成20年5月14日

社団法人 福岡県医師会
会長 横倉 義武 様

前原市長 松本 嶺男
(健康福祉部子ども課)



前原市公費医療費助成制度（乳幼児医療・重度心身障害者
医療・母子家庭等医療）の拡大について

時下、貴殿におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素から、前原市公費医療費助成制度の運営につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、前原市では保健向上と子育て支援の一環として、保護者の経済的な負担を軽減するため、現在、自己負担としている3歳以上の初診料・往診料を4歳の誕生月の末日まで無料化することとしました。

この措置は、平成20年6月1日診療分から実施いたします。

なお、実施方法としましては、乳幼児医療の通院のみ現物給付方式とし、乳幼児医療の入院・重度心身障害者医療・母子家庭等医療の初診料・往診料については償還払いとして取り扱いします。

つきましては、別紙参照によりこの事業の趣旨をご理解いただき、医療機関並びに会員の皆様への周知方よろしくお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

前原市役所 子ども課

公費医療担当 岡崎

TEL 092-323-1111



前原市公費医療費支給制度の改正の概要（H20. 6. 1 診療分から適用）

1. 乳幼児医療費支給制度

※下線値所変更部分

	現 行	改正後
対象者	【通院】 4歳誕生日まで 【入院】 義務教育就学前	【通院】 4歳誕生日まで 【入院】 義務教育就学前
所得制限	なし	なし
自己負担	【通院】 3歳誕生日まで：なし 3歳誕生日の翌月から4歳誕生日まで：あり ※初診料、往診料の自己負担分相当額 【入院】 3歳誕生日まで：なし 3歳誕生日の翌月から義務教育就学前まで：あり ※初診料、往診料の自己負担分相当額	【通院】 3歳誕生日まで：なし 3歳誕生日の翌月から4歳誕生日まで： <u>なし</u> ※初診料、往診料の自己負担分相当額（現物給付） 【入院】 3歳誕生日まで：なし <u>3歳誕生日の翌月から4歳誕生日まで：なし</u> ※初診料、往診料の自己負担分相当額（償還払い） <u>4歳誕生日の翌月から義務教育就学前まで：あり</u> ※初診料、往診料の自己負担分相当額

2. 重度心身障害者医療費支給制度

	現 行	改正後
対象者	3歳誕生日の翌月から 身体障害者（身障手帳1・2級） 知的障害者（IQ35以下） 重複障害者（身障手帳3級かつIQ50以下）	3歳誕生日の翌月から 身体障害者（身障手帳1・2級） 知的障害者（IQ35以下） 重複障害者（身障手帳3級かつIQ50以下）
所得制限	なし	なし
自己負担	【通院】・【入院】 65歳未満：あり ※初診料、往診料の自己負担分相当額 65歳以上：なし	【通院】・【入院】 <u>3歳誕生日の翌月から4歳誕生日まで：なし</u> <u>※初診料、往診料の自己負担分相当額（償還払い）</u> <u>4歳誕生日の翌月から65歳未満：あり</u> <u>※初診料、往診料の自己負担分相当額</u> 65歳以上：なし

3. 母子家庭等医療費支給制度

	現 行	改正後
対象者	母子家庭 } 児童は3歳から 養育者家庭 } 18歳の年度末まで 一人暮らしの寡婦	母子家庭 } 児童は3歳から 養育者家庭 } 18歳の年度末まで 一人暮らしの寡婦
所得制限	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠
自己負担	【通院】・【入院】 ※初診料、往診料の自己負担分相当額	【通院】・【入院】 <u>3歳誕生日の翌月から4歳誕生日まで：なし</u> <u>※初診料、往診料の自己負担分相当額（償還払い）</u> 4歳誕生日の翌月から：あり ※初診料、往診料の自己負担分相当額